

医 療 救 護 要 項

1 目 的

この医療救護要項は、平成20年度全国高等学校総合体育大会第58回全国高等学校スケート（スピード）競技選手権大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道関係者等の医療及び救護について、基本的事項を定めるものとする。

2 方 針

平成20年度全国高等学校総合体育大会第58回全国高等学校スケート競技選手権大会岐阜県実行委員会は医療機関、医師会、保健所、消防署等と相互に連絡調整を行い、関係機関の協力を得て業務を行い、大会の円滑な運営を図るものとする。

3 救護所の設置

- (1) 大会期間中競技開始から終了時まで各会場に救護所を設置する。
- (2) 救護所では応急処置を行い、必要に応じて救急車を要請し医療機関に移送する。

4 救護所以外における医療

(1) 競技会場における練習等の場合

救護所が開設されていない場合で、負傷、発病した場合は、競技会場の係員等に申し出て処置を受ける。

(2) 宿舎で発病した場合

監督・引率責任者若しくは関係者（以下「関係者」という。）が、宿舎に申し出るとともに医療機関等へ連絡し必ず関係者が付き添い受診する。

(3) 救急車の要請

4の(1)、(2)において、重傷（重病）と思われる場合は、関係者が直接「119」番で救急車を要請する。なお、後刻、傷病の状況を実行委員会事務局に連絡する。

3 医療機関での受診方法

各種健康保険の被保険者等の資格証「保険証」を提示して受診する。また、日本スポーツ振興センター加入者は「医療等の状況」の用紙を持参する。

4 医療費等の負担

- (1) 医療機関等での診療に要する費用は、すべて受診者の負担とする。また、「保険証」の提示がない場合は、全額自己負担となるので注意すること。
- (2) 救急車以外の車両を使用し費用が掛かる場合は、受診者が負担する。
- (3) 大会参加者は、大会期間中を通してできるだけ各種傷害保険に加入しておくことが望ましい。